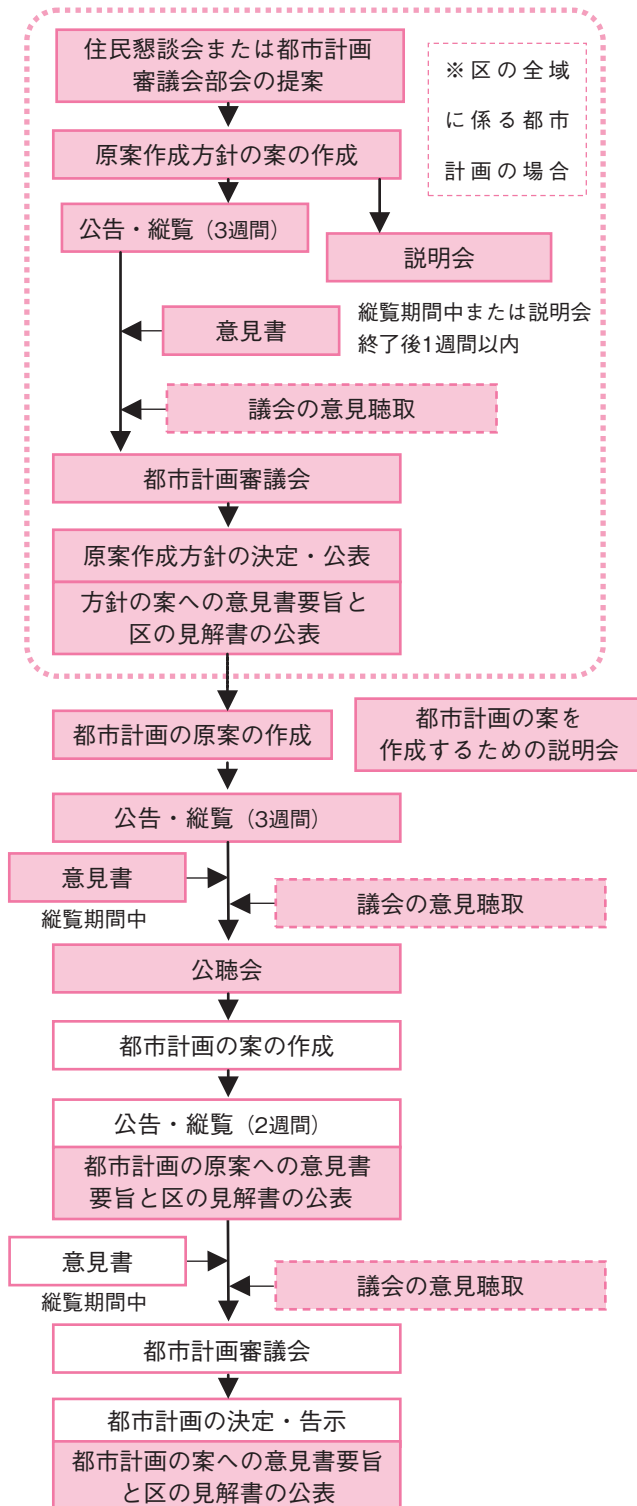


## ◇都市計画の決定等の手続（第7条～第9条）

都市計画法では、都市計画の決定手続について、自治体が条例により手続を付加することができます。本条例では、住民の意見をより都市計画に反映させることができるよう、法定の手続に加え、区の全域に係る都市計画では住民参加を図ってその原案作成方針を定めるよう努めることや、都市計画の原案について公告・縦覧、意見募集、公聴会を行うことなどについて定めました。

### ●手続の流れ

：条例の付加手続



### ●原案作成方針に関する手続

- 「原案作成方針の案」を作成したときは公告し、3週間の縦覧期間を設けるとともに、説明会を開催します。区民等は「方針の案」について意見書を提出することができます。
- 「方針の案」について議会の意見を聴くことができます。
- 「方針の案」について都市計画審議会の意見を聴いたうえで、原案作成方針を決定したときは、「方針の案」への意見書要旨と区の見解書とともに公表します。

### ●都市計画の原案に関する手続

- 「都市計画の原案」を作成したときは公告し、3週間の縦覧期間を設けるとともに、公聴会を開催します。区民等は「原案」について意見書を提出することができます。
- 「原案」について議会の意見を聴くことができます。

### ●都市計画の案に関する手続

- 「都市計画の案」を作成したときは公告し、「原案」への意見書要旨と区の見解書を添えて、2週間の縦覧期間を設けます。区民等は「案」について意見書を提出することができます。
- 「案」を作成するために必要な場合、説明会を開催します。
- 「案」について議会の意見を聴くことができます。
- 「案」について都市計画審議会に諮ったうえで、都市計画を決定したときは告示し、「案」への意見書要旨と区の見解書も公表します。